

個人情報取扱規程

第1条 〔目的〕

本規程は、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）に基づき、公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（以下、「本リーグ」という。）が事業のために取り扱う個人情報の適切な保護を行うことを目的とする。

第2条 〔適用範囲〕

本規程は、本リーグの役員（理事及び監事）、職員、契約職員、パートタイマー、アルバイト等（以下、総称して「役職員」という。）が取り扱う個人情報を対象とする。なお、本規程に定める用語以外の用語の定義は、個人情報保護法に従う。

第3条 〔個人情報管理責任者〕

本リーグにおいて、個人情報保護推進活動の実施及び運用に関する責任及び権限をもつ者をいう。

第4条 〔プライバシーポリシー〕

本リーグの理事会は、本リーグの個人情報保護の理念を明確にした上で、「プライバシーポリシー」を定めるとともに、これを実行し、維持するものとする。また、本リーグの理事会は、「プライバシーポリシー」を文書化し、役職員に周知するとともに一般の人が閲覧可能な本リーグホームページなどに掲載する措置を講じるものとする。

第5条 〔利用目的の特定〕

個人情報の取得に当たっては、本リーグの正当な事業の範囲内で、その利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な限度において行うものとする。

特定した利用目的を変更する場合は、変更後の利用目的が、変更前の利用目的からみて、社会通念上、本人が想定できると客観的に求められる範囲を超えてはならない。また、変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。尚、本人が想定できる範囲を超えて利用目的の変更を行う場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

第6条 〔利用目的による制限〕

あらかじめ本人の同意を得ることなく、第5条により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。尚、合併、分社化、事業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

ただし、以下の(1)から(5)に該当する場合には、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合でも、本人の同意は不要である。

(1) 法令に基づく場合。

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
- (5) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者（以下「学術研究機関等」という。）に個人情報を提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

第7条 〔不適正な利用の禁止〕

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

第8条 〔適正な取得〕

個人情報の取得は、適法、かつ、公正な手段によって取得するものとし、窃取、盗聴及び脅迫などの不正な手段を用いて取得したり、利用目的を偽ったりしてはならない。

要配慮個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、次の（１）から（８）までに掲げる場合については、本人の同意を得る必要はない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
- (5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- (6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第 57 条 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合。
- (7) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得す

る場合。

(8) 個人情報保護法第 27 条 5 項各号に掲げる場合で、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

第9条 〔取得に際しての利用目的の通知等〕

個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

第10条 〔書面等による直接取得時の利用目的の明示〕

契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打ち込みなど書面（電磁的記録を含む。）により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、その利用目的を本人に明示する必要はないが、その場合には、前条に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

第11条 〔利用目的の通知等をしなくてよい場合〕

次の(1)から(4)の場合については、利用目的の通知は行わなくてもよい。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本リーグの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

第12条 〔データ内容の正確性の確保〕

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。また、利用する必要がなくなったときは、個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第13条 〔安全管理措置〕

その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、これらの安全管理措置を講じるものとする。

第14条 〔従業者の監督〕

本リーグは、役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該役職員に必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第15条 〔委託先の監督〕

個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下、「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも第13条.〔安全管理措置〕で求められるものと同等であることを確認するため、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報管理責任者等が、適切に評価・選定するよう努めなければならない。また、委託契約においては、委託先が委託を受けた個人データの安全管理のために講ずべき措置の内容を秘密保持契約書等で明確化するものとする。

さらに、委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するために、監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討する。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告を受け又は承認を行うこと、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が個人情報保護法に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認するように努める。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

第16条 〔第三者提供の制限に関する原則〕

あらかじめ本人の同意を得ずに、個人データを第三者に提供してはならない。

第17条 〔第三者提供の制限に関する例外〕

以下の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、前条の定めにかかわらず、個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は子供・若者の健やかな育成等の推進のために、特に個人データを第三者に提供する必要がある場合に、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して本リーグが協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、個人データを第三者に提供する場合。

- (5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

第18条 「オプトアウトの対応」

第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であっても以下の(1)から(8)に掲げる事項について、個人情報保護委員会（以下、「委員会」という。）規則に定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にし、委員会に届出を実施した場合は、第16条〔第三者提供の制限に関する原則〕、第17条〔第三者提供の制限に関する例外〕の定めにかかわらず、その個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は個人情報保護法第20条1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からオプトアウトの方法により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

- (1) 名称及び住所並びに代表者
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
- (5) 第三者への提供方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

第19条 「「第三者」に該当しないもの」

次に掲げる場合には、個人データの提供を受ける者は「第三者」に該当しないものとし、第16条〔第三者提供の制限に関する原則〕から第18条〔オプトアウトの対応〕の定めにかかわらず、個人データを提供することができることとする。

- (1) 本リーグが利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って個人データが提供される場合
- (2) 合併、分社化、事業譲渡等による事業の承継に伴って、個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合に、当該共同利用をする前に、次の①から⑤の事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしているとき
 - ① 共同利用をする旨
 - ② 共同して利用される個人データの項目

③ 共同して利用する者の範囲

④ 共同して利用する者の利用目的

⑤ 開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理に尽力するとともに、個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中での第一次的な責任を有する事業者の名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（以下、「管理責任者」という。）

上記(3)②及び③に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

また、管理責任者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、上記(3)④及び⑤に掲げる事項を変更する場合は、変更しようとするときに、あらかじめ、その旨を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にしなければならない。

第20条〔外国にある第三者への提供の制限〕

外国（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。）にある第三者（次に掲げる基準に適合する体制を整備している者を除く。）に個人データを提供する場合には、第17条〔第三者提供の制限に関する例外〕に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

(1) 本リーグと個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて適切かつ合理的な方法により個人情報保護法4章2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されている場合。

(2) 個人データの提供を受ける者が、個人データの取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けている場合。

上記の規定により本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、当該外国の名称、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を当該本人に提供することとする。

個人データを、上記(1)又は(2)に規定する体制を整備している外国にある第三者（以下、(1)又は(2)に規定する体制に係る措置を「相当措置」という。）に提供した場合には、次に掲げる事項に定めるとおり、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供することとする。

(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を適切かつ合理的な方法により定期的に確認すること。

(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること。

第21条〔第三者提供に係る記録の作成等〕

個人データを第三者（個人情報保護法 16 条 2 項各号に掲げる国の機関等を除く。）に提供したときは、速やかに、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の委員会規則で定める事項に関する記録を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムにて作成し、3 年間保存しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 17 条〔第三者提供の制限に関する例外〕、又は第 19 条〔「第三者」に該当しないもの〕のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第22条〔第三者提供を受ける際の確認等〕

第三者から個人データの提供を受けるに際しては、委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第 17 条〔第三者提供の制限に関する例外〕又は第 19 条〔第三者に該当しないもの〕のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

上記の確認を行ったときは、速やかに、委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の委員会規則で定める事項に関する記録を文書、電磁的記録又はマイクロフィルムにて作成し、3 年間保存しなければならない。

第23条〔個人関連情報の第三者提供の制限等〕

個人関連情報を第三者に提供するにあたり、当該第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、第 17 条〔第三者提供の制限に関する例外〕に定める場合を除くほか、以下の(1)又は(2)の事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が本リーグから個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- (2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

第 20 条〔外国にある第三者への提供の制限〕の定めは、上記の規定により本リーグが個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、第 20 条〔外国にある第三者への提供の制限〕の下段(2)中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供す」とあるのは、「講ず」と読み替えるものとする。

第 22 条〔第三者提供を受ける際の確認等〕の定めは、上記の定めにより本リーグが確認する場合について準用する。この場合において、第 22 条〔第三者提供を受ける際の確認等〕

の下段中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

本リーグが第三者から個人関連情報を取得するにあたり、当該個人関連情報を個人データとして取得する場合には、個人情報保護法で定めるところにより、本人の同意を得るものとする。

第24条 〔保有個人データに関する事項の公表等〕

保有個人データに関し、以下の(1)から(5)の事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）にしなければならない。

- (1) 本リーグの名称及び住所並びに代表者氏名
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第11条〔利用目的の通知等をしなくてよい場合〕(1)～(3)の定めに該当する場合を除く。）
- (3) 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めに応じる手続の定めによる手数料を定めたときは、その手数料の額
 - ① 利用目的の通知の求め
 - ② 開示の求め
- (4) 本リーグが行う保有個人データの取扱いに関する苦情申出先
- (5) 本リーグが認定個人情報保護団体（個人情報保護法第47条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）による業務の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情処理の申出先

本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に、遅滞なく、当該利用目的を通知しなければならない。ただし、以下の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第11条〔利用目的の通知等をしなくてよい場合〕(1)から(3)の定めに該当する場合
利用目的を通知しない旨を決定したときも、本人に、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。

第13条〔安全管理措置〕に定めた措置については、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くこととする。ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。

第25条 〔保有個人データの開示〕

本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）又は第三者提供に係る記録の開示を求められたときは、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法、その他当該個人情報取扱事業者の定める方法のうち、本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データ又は第三者提供に係る記録を開

示しなければならない。未成年者等の個人情報に関し、当該未成年者等の保護者などの法定代理人から開示の求めがあった場合についても、同様とする。

ただし、以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。この場合、開示しないことを決定したときは、請求者に、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 本リーグの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

第26条 〔保有個人データの訂正等〕

本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、その保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

また、訂正等を求められた保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったときは、本人に、遅滞なく、その旨（訂正等の内容を含む。）を通知しなければならない。また、利用目的から見て訂正等が必要でない場合や、本人からの誤りである旨の指摘が正しくない場合には、訂正等に応じる必要はないが、そういった場合を含め、訂正等を行わない旨の決定をしたときも同様とする。

第27条 〔保有個人データの利用停止等〕

本人から、その本人が識別される保有個人データが第6条〔利用目的による制限〕の定め違反して取り扱われている「同意のない目的外利用」という理由、第7条〔不適正な利用の禁止〕の定め違反して利用しているという理由、又は第8条〔適正な取得〕の定め違反して取得されたものである「不正の手段による個人情報の取得」という理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下、「利用停止等」という。）を求められた場合に、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

本人から、保有個人データが第17条〔第三者提供の制限に関する例外〕第20条〔外国にある第三者への提供の制限〕の定め違反して第三者に提供され、当該保有個人データの第三者への提供停止を請求された場合であって、その請求に理由があることが判明した時は、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。

ただし、保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合に、本人の権利利益を保護するのに必要なこれに代わるべき措置をとるときは、保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことを要しない。

本人から、保有個人データを利用する必要がなくなったという理由、保有個人データに係る漏洩、滅失、毀損その他の保有個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい事態が生じたという理由、又はその他保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由により当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を求められた場合には、その求めに理由があることが判明したときは、本人確認を実施した上で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供を停止しなければならない。

第28条 〔理由の説明〕

保有個人データの利用目的の通知の求め、開示の求め、訂正等の求め、利用停止等の求め、第三者提供の停止の求め（以下「開示等の求め」という。）に対し、求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、その理由を本人に説明するよう努めなければならない。

第29条 〔開示等の求めに応じる手続〕

保有個人データの開示等の求めに関し、その求めを受け付ける方法として、以下の(1)から(4)の事項を定めることができる。これらの事項を定めた場合は、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。この場合、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

- (1) 開示等の求めの申出先（担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号、受付 FAX 番号等）
- (2) 開示等の求めに際して提出すべき書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）の様式その他の開示等の求めの方式
- (3) 開示等の求めをする者が本人又は代理人（未成年者又は成年被後見人の場合はその法定代理人、開示等の求めをすることにつき本人が委任した者がいる場合はその受任者）であることの確認の方法
- (4) 保有個人データの利用目的の通知、並びに保有個人データ又は第三者提供記録の開示について手数料を徴収する場合は、その徴収方法

第30条 〔手数料〕

保有個人データに関する利用目的の通知の求め又は開示の求めに応じる場合は、手数料を徴収することができる。

その手数料の額を定める際には、実費を勘案して合理的と認められる範囲内でなければならない。また、手数料の額を定めた場合は、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）にしなければならない。

第31条 〔苦情処理に関する義務〕

個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制の整備に努めなければならない。もっとも、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

担当窓口名・係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先については、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

第32条〔個人情報の漏えい事故等の対応〕

その取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。）について、漏えい、滅失、毀損（以下「漏えい等」という。）その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次の(1)から(4)に掲げる事項が生じた場合には、当該事態の発生を知った日から遅くとも5日以内に、速報として、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、本リーグが、他の個人情報取扱事業者等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者等に通知したときは、この限りでない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下本条において同じ。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る情報主体の数が1000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

上記に定める事態が生じた場合は、当該事態が生じたことを知った日から30日以内（不正の目的をもって行われたおそれがある個人情報の事故等が発生し、又は発生したおそれがある場合には60日以内）に、確報として、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態に関する必要事項を個人情報保護委員会に報告するものとする。

上記に定める事態が生じた場合には、本リーグは本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

個人情報の漏えい事故等が発生し、若しくはそのおそれを察知した場合、又は情報管理上の欠陥が発見された場合は、次の(1)から(6)の対処を実施するよう努めなければならない。

- (1) 被害が発覚時よりも拡大しないように必要な措置を講ずるとともに、事実関係を調査し、法違反又は法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明にあたる。
- (2) 把握した事実関係による影響がどれほど及ぶのか、その範囲を特定する。

- (3) 究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。
- (4) 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。
- (5) 個人データの安全管理の違反があった場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等を、速やかに公表する。
- (6) 事実関係及び再発防止策等について、速やかに、委員会に報告する。また、認定個人情報保護団体に加入している場合は、当該認定個人情報保護団体に報告する。

第33条 〔個人情報保護委員会からの勧告、命令等についての考え方〕

本規程で「～ならない」（「努めなければならない」を除く。）と記載されている規定について、個人情報取扱事業者が従わなかった場合は、個人情報保護法第 18 条～第 20 条、第 23 条～第 26 条、第 27 条（4 項を除く。）、第 28 条、第 29 条、第 30 条（2 項を除く。）、第 32 条、第 33 条（1 項を除く。）、第 34 条 2 項若しくは 3 項、第 35 条（1 項、3 項及び 5 項を除く。）、第 38 条 2 項若しくは第 43 条（6 項を除く。）の規定違反とされ得る点に留意する。

第34条 〔改廃〕

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第35条 〔施行〕

本規程は、2025 年 2 月 26 日から施行する。